香川県広域水道企業団情報公開条例施行規則及び香川県広域水道企業団個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和3年1月29日

香川県広域水道企業団企業長 浜 田 恵 造

香川県広域水道企業団規則第1号

香川県広域水道企業団情報公開条例施行規則及び香川県広域水道企業団個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則 (香川県広域水道企業団情報公開条例施行規則の一部改正)

第1条 香川県広域水道企業団情報公開条例施行規則(平成29年香川県広域水道企業団規則第4号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
· 表第1(第9条関係)		別表第1 (第9条関係)	
方法	金額	方法 金額	
		フレキシブルディスクカートリッジ (日本産業 規格X6223に適合する幅90ミリメートルのもの とする。) に複写したものの交付	
光ディスク(日本産業規格X0606及びX6281 <u>又はX6241</u> に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものとする。)に複写したものの交付	1枚につき300円	光ディスク (日本産業規格 X 0606 及び X 6281 に 1 枚につき300円 適合する直径120ミリメートルの光ディスクの 再生装置で再生することが可能なものとする。) に複写したものの交付	

(香川県広域水道企業団個人情報保護条例施行規則の一部改正)

第2条 香川県広域水道企業団個人情報保護条例施行規則(平成29年香川県広域水道企業団規則第6号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

	改正後		改正前	
別表第1(第10条関係)		別家	表第1(第10条関係)	
電磁的記録の種類	開示の方法		電磁的記録の種類	開示の方法
1 紙その他これに	(1) 略		1 紙その他これに	(1) 略
類するものに印字			類するものに印字	<u>(2)</u> フレキシブルディスクカートリッジ(
し、又は印画する			し、又は印画する	日本産業規格 X 6223に適合する幅90ミリメ
方法により出力す			方法により出力す	ートルのものとする。) に複写したものの
ることができる電			ることができる電	<u>交付</u>
磁的記録	(2) 光ディスク (日本産業規格 X 0606 及び		磁的記録	(3) 光ディスク (日本産業規格 X 0606 及び
	X6281 <u>又はX6241</u> に適合する直径120ミリ			X6281に適合する直径120ミリメートルの

	メートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものとする。 <u>以下同じ。</u>) に複写したものの交付
2 1の項に掲げる もの以外の電磁的 記録	(1) 略 (2) 光ディスクに複写したものの交付

別表第2 (第11条関係)

区分	金額
1~4 略	
5 別表第1の1の項(2)又は同表の2の項(2) に規定する複写したものである場合	1 枚につき300円

	光ディスクの再生装置で再生することが可能なものとする。) に複写したものの交付	
2 1の項に掲げる	(1) 略	
もの以外の電磁的	(2) 録音カセットテープ(日本産業規格C	
記録	<u>5568に適合する記録時間120分のものとす</u>	
	る。)に複写したものの交付	
	(3) ビデオカセットテープ(日本産業規格	
	<u>C5581に適合する記録時間120分のものと</u>	
	する。) に複写したものの交付	

別表第2 (第11条関係)

区分	金額
1~4 略	
5 別表第1の1の項(2)に規定する複写した	1枚につき100円
ものである場合	
<u>6</u> 別表第1の1の項(3)に規定する複写した	1枚につき300円
ものである場合	
<u>7</u> 別表第1の2の項(2)に規定する複写した	1巻につき200円
ものである場合	
8 別表第1の2の項(3)に規定する複写した	1巻につき300円
ものである場合	

附則

この規則は、公布の日から施行する。